

募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 テレワーク推進支援事業委託業務
- (2) 履行期限 令和9年3月15日まで
- (3) 業務概要 別添「テレワーク推進支援事業委託業務 仕様書」のとおり
- (4) 限 度 額 5,417,500円（消費税及び地方消費税含む）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため大分県警察本部等関係機関に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は、申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (4) 大分県が発注する物品の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有しているとみなされている者を含む）を有する者、又は同様の資格を有する者。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規程する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (9) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10) 大分県入札参加停止措置要件に該当する者でないこと。

なお、大分県が発注する物品の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必

要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有しているとみなされている者を含む）を有していない者については、次の（ア）～（カ）に定める必要書類を1部提出すること。

- （ア） 営業概要書
- （イ） 貸借対照表、損益計算書
- （ウ） 納税証明書（県税）（原本）
- （エ） 納税証明書（地方消費税）（原本）
- （オ） 登記簿謄本（原本）もしくは履歴事項全部証明書（原本）
- （カ） 定款（原本証明をした写し）

3 提出書類

（1） 企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

ア テレワーク推進支援事業委託業務企画提案申込書（様式1）

イ 提案者概要書（様式2）

ウ 企画提案書（様式自由、A4横、10ページ以内とする）

仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに事業をより効果的に実施するための提案について、可能な限り具体的に記載すること。

エ 見積書（様式自由、実施予定の項目ごとにその単価、金額を記載）

オ 業務執行体制及び業務実施スケジュール（行程表）

カ 誓約書（様式3）※副本は不要

キ 提案者の概要が分かるもの（企業パンフレット等）

（2） 提出部数は、正本1部、副本（正本の写し）5部とする。

※全てA4サイズ。長辺綴じ（両面印刷可）

（2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。）

4 企画提案書の提出

（1） 提出期限 令和8年4月15日（水）午後5時まで【必着】

（2） 提出先 大分県商工観光労働部 雇用労働室 雇用推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

（3） 提出方法 上記の提出先に持参または郵送により提出

（電子メール又はFAXでの提出は不可）

5 企画提案競技審査会

（1） 提案書の審査

「テレワーク推進支援事業委託業務に係る企画提案競技審査会」（以下、「審査会」という。）において評価点方式による審査を行う。

（2） 日時・場所

令和8年4月21日（火）午前中（予定）大分県庁舎本館7階 71会議室

オンライン（zoom）を希望する場合は、下記11の問い合わせ先に事前に申し出ること。

（詳細については、申込者に別途連絡する。）

（3） 提案方法

提出した企画提案書を使用して、1者につき15分以内の説明と10分程度の質疑を行う。追加資料等は認めない。

6 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

企画提案内容の審査基準

- ア 目的性：事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。
- イ 企画性：参加者、参加企業の掘り起こしや広報活動に独自の工夫がみられるか。事業を通じて就業につなげることが見込まれるか。
- ウ 実行性：実施体制、事業スケジュールが適切に計画されているか。実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。
- エ 専門性：専門的な知識やノウハウを有しているか。企業及び参加者に対し、的確なアドバイスができるか。

上記審査基準に加え、下記認定等の取得・受賞の状況を評価として考慮したうえで、最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）
- ・「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰受賞
- ・女性活躍応援県おおいた認証企業
- ・おおいたイクボス宣言企業
- ・おおいた女性活躍推進事業者表彰受賞
- ・おおいたしごと子育てサポート企業認証

(2) 結果通知

審査結果については、後日、提案者あて通知する。また、契約候補者名を大分県ホームページに掲載する。

7 質問

提案についての質問は、令和8年4月3日（金）午後5時までにEメールにて提出すること（様式任意）。質問に対する回答は、4月9日（木）までに、大分県ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先

大分県商工観光労働部 雇用労働室

E-mail：a14330@pref.oita.lg.jp

件名：「質問・テレワーク推進支援事業委託業務企画提案競技」

(2) 回答の場所

本企画提案競技公告内（大分県ホームページ）に掲載する。

8 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて契約候補者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

9 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

10 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 募集要項の承諾

提案者は企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には使用しない。

(3) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案に要する費用負担

企画提案書等の作成及び提出、企画提案競技審査会参加に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 提案書類の提出期限を過ぎた場合

イ 提出に参加する資格がない者が提案したとき

ウ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。

(7) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県商工観光労働部 雇用労働室 雇用推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL: 097-506-3341 FAX: 097-506-1756